



■ ■ 今月の主な内容 ■ ■



- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| P1 技能まつりの開催のご案内 | P20 経営改善支援資金についてのご案内 |
| P2 最低賃金改定のご案内 | P21 職域におけるがん検診のご案内 |
| P4 働き方改革推進セミナーの開催のご案内 | P22 ジェンダー平等推進のためのアドバイザーの企業派遣のご案内 |
| P5 全国労働安全衛生週間についてのご案内 | P22 経営者・管理職向けの講演会・セミナーのご案内 |
| P5 労働条件実態調査協力依頼のご案内 | P22 鹿児島県女性活躍推進宣言企業登録のご案内 |
| P6 かごしま「働き方改革」推進企業認定証交付式のご案内 | P23 育児の日フォーラム2026のご案内 |
| P9 民間人材ビジネスご利用のご案内 | P24 労使間のトラブルに関する相談会のご案内 |
| P10 労働保険手続きのご案内 | P25 治療と就業の両立支援セミナーのご案内 |
| P12 労働安全衛生大会開催のご案内 | P26 両立支援等助成金のご案内 |
| P13 九州ロゴマークのご案内 | P30 年休促進期間のご案内 |
| P15 かごしま子育て応援企業登録のご案内 | P31 女性活躍推進に向けたコンサルティングのご案内 |
| P15 中小企業退職金共済制度加入促進強化月間のご案内 | P31 求職者支援制度の活用促進についてのご案内 |
| P16 障害者雇用支援・激励大会のご案内 | |
| P17 こごりスタ支援室についてのご案内 | |
| P18 外国人材企業向け相談窓口のご案内 | |
| P19 外国人材受入環境整備支援事業のご案内 | |



技能まつりを開催します！

木工、フラワー装飾、造園など熟練の職人さんの「技」を披露する『技能まつり』を開催します。
ご来場のうえ、「技能」の素晴らしさ、「ものづくり」の楽しさを体感してみてください。
その他、会場では、製作家具の即売やキッズフラワーコンテストなどもありますので、ぜひ、ご家族連れでご来場ください。



- 日時 令和8年11月21日(土)～22(日)
午前10時～午後4時
- 場所 カクイックス交流センター
(旧) 県民交流センター
- 内容 ・ものづくり体験教室
・職人による製作実演
・製作家具の即売 など

【問合せ先】鹿児島県技能祭実行委員会事務局 (県職業能力開発協会)

☎ 099-226-3240

【県HP】産業・労働〉雇用・労働〉技能振興〉令和8年度技能まつり

<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/minkankunren/ginoumatsuri.html>

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

鹿児島県 最低賃金

令和8年
10月25日から
時間額

1,090円

前年比
64UP
円

月給の人でも日給の人でも自分の時間額を計算してみよう

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の
都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)



最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給	円	≥	最低賃金額(時間額)	円
-----	---	---	------------	---

B 日給の方

日給	円	÷	1日の平均所定労働時間	時間	=	時間額	円	≥	最低賃金額(時間額)	円
----	---	---	-------------	----	---	-----	---	---	------------	---

C 月給の方

月給	円	÷	1か月の平均所定労働時間	時間	=	時間額	円	≥	最低賃金額(時間額)	円
----	---	---	--------------	----	---	-----	---	---	------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

- ✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ✓ 事業場内最低賃金の引上げ
- ✓ 引上げ後の賃金額の支払
- ✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- ✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
審査
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
- 4 支給

WEBで 確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ

鹿児島労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R8.9)

人材確保や課題解決に役立つ！ 働き方改革推進セミナー

県と鹿児島労働局、鹿児島働き方改革推進支援センター(県社会保険労務士会)が連携し、**働き方改革関連法の説明や具体的取組の進め方、支援制度など**について、事業主等向けのWebセミナーを開催します。

経営改善や企業成長につながる働きやすい職場づくりの進め方やポイント等、自社の取組に役立つ内容となっておりますので、ぜひご参加ください！

開催日程

**令和8年
10/22(木)～11/12(木)
【全4回】 14:00～15:00**

対象者等

**県内事業所の経営者
人事労務担当者 等**

定員・参加費

定員なし・無料

受講形式

オンライン(Webex)

申込先

※右記のQRコード
または
県ホームページ内
「令和8年度働き方
改革推進セミナー」の
「[申込フォーム](#)」から申し込みできます



【問い合わせ】

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課
電話：099-286-3017

Mail：r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

【主催】鹿児島県【共催】鹿児島労働局

セミナー内容

第1回 10/22 (木)

職場のハラスメント対策について

講師：社会保険労務士 江川哲治

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の基本的な考え方や、企業に求められる防止措置について解説します。

また、令和8年10月1日から事業主に対策が義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて、企業が講ずべき具体的な措置を紹介します。

第2回 10/29 (木)

同一労働同一賃金等について

講師：鹿児島労働局 雇用環境改善・均等推進指導官
山元洋子

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、令和8年10月1日からパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。改正内容について解説します。

講師：鹿児島働き方改革推進支援センター 日高泰治
パートタイム・有期雇用労働法における「同一労働同一賃金」の基本的な考え方について、均衡待遇・均等待遇、不合理な待遇差の判断方法、労働者への説明義務等を解説します。

第3回 11/5 (木)

長時間労働縮減について

講師：鹿児島労働局 主任監察監督官 高井浩二

時間外労働の上限規制は、働き方改革関連法による労働基準法の改正により法制化され、平成31年4月から順次施行されました。令和6年4月からは、これまで適用が猶予されていた事業・業務にも上限規制が適用されています。本講では、事業主が理解しておくべき上限規制のポイントに加え、県内の労働基準監督署へ相談が多く寄せられている年次有給休暇制度等についても解説します。

第4回 11/12 (木)

ワーク・ライフ・バランスについて (推進企業の取組事例紹介・県の支援制度等)

講師：社会保険労務士 亀田孝太郎

ワーク・ライフ・バランスの必要性について、本県の現状や課題をふまえながら解説します。また、県の支援制度等もご案内します。

講師：㈱プロゴワス 執行役員・社長室室長 岩切大輔
働き方改革を実践する県内企業の取り組み事例を詳しくご紹介。

改革のきっかけ、具体的な取り組み内容、その成果、今後の展望に加え、社員の声を制度化するステップも解説します。

10月1日～10月7日は令和8年度全国労働衛生週間です！！

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的とし、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱しております。

本年度は、令和8年10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、全国一斉に各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを積極的に展開することとしております。

今年度のスローガンは、働く方ひとりひとりが貴重な人材であることを念頭に、心身ともに健康を保ち、生き生きと働き続けることができる職場づくりを目指していくことを表しています。

《令和8年度全国労働衛生週間 スローガン》

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに

みんな生き生き健康職場」

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【問合せ先】 厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 ☎ 03-3502-6755（直通）

【機構HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74929.html（引用元）

労働条件実態調査にご協力をお願いします！

県では毎年9月30日を基準日として、労働条件実態調査を実施しています。

調査は県内の1,000事業所を対象として、企業に雇用される常用労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査し、現状を明らかにすることで、ワーク・ライフ・バランスの推進など、県内企業の魅力向上に寄与することを目的としています。

調査対象となった事業所へは、県庁雇用労政課から調査票を郵送しますので、10月30日（金）までのご提出にご協力くださるようお願いいたします。

＜令和7年度調査結果一部＞※（）内数字は前年度調査比

○年次有給休暇取得率・・・60.6%（-0.9ポイント）

○育児休業取得率 ・女性（正規労働者）・・・95.5%（±0ポイント）
・男性（正規労働者）・・・58.9%（+15.6ポイント）

○「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための取組率・・・88.8%（-0.3ポイント）

○かごしま「働き方改革」推進認定制度の認知率・・・61.2%（-0.5ポイント）

○副業・兼業の実施率・・・47.8%（+2.1ポイント）

○女性の管理職等への登用状況 ※令和4年度調査比

係長相当職・・・39.5%（+1.3ポイント）

課長相当職・・・21.9%（-3.3ポイント）

部長相当職・・・22.6%（+5.1ポイント）

○カスハラ対策の実施率・・・35.2% ※令和7年度新規項目

過去の調査結果につきましては、次のホームページで公表しております。

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/tokei/bunya/chingin/roudoujijyou/index.html>

【問合せ先】

県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017



「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」を3社
「かごしま『働き方改革』推進企業」を8社認定しました

11月末まで
認定企業
募集中！

県では、働き方改革に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。
令和8年度上期は、9月30日に8社（「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」が初回認定である(株)峰山建設様を含めると9社）を認定し、現在の認定企業数は102社となりました。

また、男性の育児休業の取得促進等に力を入れて取り組んでいる企業を、「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」として認定おり、今回3社認定しました。

近年、就職先を選ぶに当たって「働きやすさ」がとても重視されています。自社の魅力を広く発信するツールとして、本認定制度をご利用ください。

【認定証交付式（令和8年9月30日）】



(左から)
(株)三栄
代表取締役 重久 真一 様
(株)浜畑組
代表取締役 古田 義富 様
福永建設(株)
常務取締役 福永 将士 様
(株)GLOBAL THINK
代表取締役 小山 倫明 様



(左から)
(株)NKC
代表取締役 赤塚 直也 様
(株)ケイライフ
取締役 森田 美紀 様
(株)重信組
代表取締役 重信 達也 様
(株)ポニト食品
取締役総務部長 藤澤 海 様



(左から)
(株)岩田組
常務取締役 三窪 昭博 様
(株)峰山建設
代表取締役 峰山 奥恵喜 様
(福)敬天会
事務局長 牧内 優喜 様

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017
【県 HP】

<http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>

「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」
(R 8. 9. 30 認定)の取組



社会福祉法人敬天会（始良市）

○業種

医療・福祉

○働き方改革の主な取組

- ・ 企業連携型保育園との契約
- ・ 仕事と育児の両立に関する研修を実施
- ・ 週 30 時間以上勤務する職員を対象に、疾病予防検診・定期検診、看護や介護、不妊治療、子どもの学校行事への参加、家族（ペット含む）の誕生日、特別休暇に該当しない冠婚葬祭など、幅広い家庭・個人の事情に対応できる「セルフ・ファミリーサポート休暇（有給特別休暇）」を導入
- ・ イクドリ！宣言
- ・ 令和 7 年度実績：男性の育児休業取得率 100%、男性の育児休業平均取得日数 30 日
- ・ 育児中の職員が継続してキャリア形成に取り組めるよう、キャリアコンサルティング（キャリアコン）を実施し、育児と仕事の両立に関する相談や将来のキャリア形成を支援



株式会社峰山建設（喜界町）

○業種

建設業

○働き方改革の主な取組

- ・ 出生後休業支援給付金等のパンフレットを準備し、休業前に安心できるサポートを実施
- ・ 広域中小企業勤労者福祉サービスセンター公益財団法人に加入し、会員の家族の妻が出産した時、子が小・中・高・大学に入学した時に祝い金を支給
- ・ イクドリ！宣言
- ・ 令和 7 年度実績：男性の育児休業取得率 100%、男性の育児休業平均取得日数 61 日
- ・ 育児休業開始前～育児休業終了前に制度周知、キャリア形成を目的とした面談の実施



株式会社岩田組（鹿児島市）

○業種

建設業

○働き方改革の主な取組

- ・ 育児休業制度や育児と仕事の両立に関して、休業取得前に計画的に業務内容を分担し、必然的に復帰後も多能工化
- ・ 出生月から高校卒業月（3 月）までの子ども 1 人当たりに対して子育て手当を支給
（子ども人数による制限は設けない）
- ・ イクドリ！宣言
- ・ 令和 7 年度実績：男性の育児休業取得率 100%、男性の育児休業平均取得日数 40 日
- ・ 育休取得の社員との面談を行い、育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施



「かごしま『働き方改革』推進企業」(R8.9.30認定)の取組



株式会社 三栄 (霧島市)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 時間外労働に関する運用を定め、従業員に周知
- ・ 半日単位で年次有給休暇取得可能 (全従業員)
- ・ 非正規社員の希望があれば、労働時間を延長する取組を実施
- ・ 「健康経営優良法人 (中小規模法人部門)」認定 等

株式会社浜畑組 (長島町)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 「イクドリ!宣言」を実施している
- ・ 毎週水曜日をノー残業デーと設定
- ・ 副業・兼業の許可
- ・ 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」登録
- ・ 「健康経営優良法人 (中小規模法人部門)」認定 等

福永建設株式会社 (始良市)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 社内アンケートを年1回実施し、従業員の考えや意見を経営陣が把握する機会を設置
- ・ ICT機器の導入による業務効率化
- ・ 育児・介護の理由に限らず、従業員の希望に応じた短時間勤務制度
- ・ 「健康経営優良法人 (中小規模法人部門)」認定 等

株式会社 GLOBAL THINK (南種子町)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 業務量の見直しやDX化による事務効率化の取組として、研修等を実施
- ・ 「SDGs行動宣言」において、年次有給休暇取得促進のための年間予定表の作成を宣言
- ・ 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」登録
- ・ 70歳定年制 等

株式会社 NKC (霧島市)

○業種
医療・福祉



○働き方改革の主な取組

- ・ 「イクドリ!宣言」登録
- ・ 長時間労働縮減や年次有給休暇取得促進に関する取組方針について社内ミーティング等を通じて従業員に周知
- ・ 女性が働き続けやすい職場づくりのため、子育ての両立支援や柔軟な働き方への対応、継続就業支援について従業員に周知 等
- ・ 健康診断の予約がない従業員に個別に催促連絡

株式会社ケイライフ (中種子町)

○業種
飲食店・宿泊業



○働き方改革の主な取組

- ・ 従業員に対し、社内報及び社内掲示を活用した経営方針や職場環境改善に関する情報を定期的に発信
- ・ 1カ月単位の変形労働時間制の導入 (正社員)
- ・ 年次有給休暇取得促進に係る社内報の配布や残日数を給与明細で従業員本人に通知
- ・ 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」登録
- ・ 「健康経営優良法人 (中小規模法人部門)」認定 等

株式会社重信組 (湧水町)

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 朝礼や工程会議を通じて、社長と従業員が業務上の課題や改善策を共有し、働きやすい環境づくりを推進
- ・ ICT機器やデジタルツールを活用した業務効率化を推進
- ・ すべての従業員が時間単位で年次有給休暇取得可能
- ・ 非正規社員を雇用しておらず、今後新たに雇い入れる従業員もすべて正社員の予定
- ・ 70歳までの定年後継続雇用 等

株式会社ポニト食品 (枕崎市)

○業種
製造業



○働き方改革の主な取組

- ・ 係長職研修で「上司と部下のコミュニケーション」研修を実施し、従業員の働きやすい環境を整備
- ・ 時間外労働時間を1人当たり平均5時間未満とする目標を設定し、掲示物で長時間労働縮減を従業員周知
- ・ 月次会議にて製造の実績を見直し、生産性向上につながる改善を実施
- ・ 特定健診の案内を従業員に周知し、実施
- ・ 特性を考慮した配置、組織編制 等

認定のメリット



○県主催の合同企業説明会等への優先参加（無料）



○学生等、人材確保に向けた企業の魅力向上



○県中小企業融資制度の信用保証料率の引下げ



○働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報提供



○県のHP等で企業の働き方改革の取組等を紹介



○呼称・認定マークの使用

- ・かごしま「働き方改革」推進企業
- ・かごしま「働き方改革プラス共働き・共育で」推進企業

認定要件（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援（健康経営）
- ◇ 育児と仕事の両立促進
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【「プラス共働き・共育で」は必須項目です。加えて別の認定要件があります。】

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>

【民間人材ビジネスの利用にあたって】

（需給調整事業室）

労働者の採用にあたり民間人材ビジネスを利用した場合に、利用料金・掲載料金・違約金などについてトラブルが生じるケースがあります。

契約にあたっては、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。「適正な明示がない」や「返戻金の相談等に誠実な対応をしない」等については、相談窓口までご連絡ください。

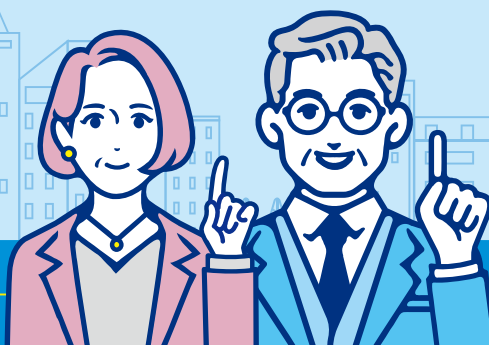


●お問合せ先 需給調整事業室 TEL:099-803-7111

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

労働保険に入っていれば…

POINT 1



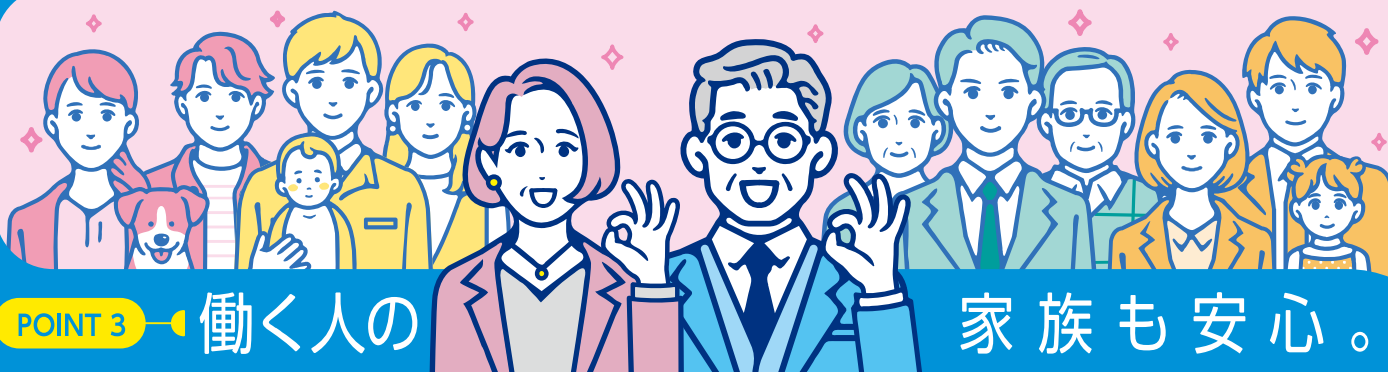
会社も安心。

POINT 2



働く人も安心。

POINT 3



働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから ▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付

